

公共用海域及び地下水の水質・ダイオキシン類等
常時監視業務委託

仕 様 書

令和 8 年 2 月

岡山市環境局環境部環境保全課

第 1 章 一般事項

第 1 節 総 則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用は本市の責めに帰する場合を除き、すべて受託者の負担とする。

1. 1. 4 (秘密の厳守)

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

(3) 受託者は受託情報を保護するため、委託者と「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

1. 1. 5 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

第 2 章 特 記 事 項

第 1 節 概 要

2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、水質汚濁防止法第16条に基づき岡山県が「令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法第15条に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため分析を実施するものである。さらに、水質測定計画に定めのない主要な河川・用水路の地点においても同様に水質分析を実施し補完することで、全市域の水質の状況を面的に把握し、水質保全の基礎資料とするものである。また、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、公共用水域の水質・底質及び地下水の水質におけるダイオキシン類の状況を常時監視するため分析を実施するものである。

【参 照】令和8年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画

（岡山県環境文化部環境管理課HP）※ 令和8年3月アップロード予定

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-28503.html>

2. 1. 2 (事前準備・手続き等)

本委託業務履行にあたり、次の準備・手続き等を行うこと。なお、これらに要する費用及び発生した費用は、全て受託者が負担するものとする。

(1) 事前準備等

人員、機器、船舶の借上げ（手続き等含む）、試料採取及び分析については、全て受託者が準備し実施すること。

(2) 官公庁等への手続き

本委託業務履行に必要な官公庁等関係機関への届出・申請、その他必要な手続き等については、受託者が関係法令等を確認のうえ遅滞なくその手続き等を行うこと。

特に、第1回目の海域等での試料採取実施日（令和8年4月中旬）までに、海上保安庁玉野海上保安部に港則法に基づく作業許可申請、及び海上交通安全法に基づく作業届出の手続きを行い許可を得ること。

2. 1. 3 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 測定地点及び測定回数

別表1のとおりとし、詳細は次のとおりする。

ア 公共用水域（河川・湖沼・海域）

試料採取日が、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に示された調査の時期に沿わないと思料される場合、速やかに代表的な試料採取地点の状況を目視確認し、実施の判断に必要な情報を委託者へ提供すること。

(ア) 通常測定（ダイオキシン類を除く）

河川・用水路については、児島湖流域内の全30地点（水質測定計画に定められたNo.421～451の計8地点、水質測定計画に定めのない補01～26の計22地点）を同日に測定するものとし、児島湖流域外の全26地点（水質測定計画に定められたNo.104～304の計8地点、水質測定計画に定めのない補28～補49の計18地点）を同日に測定を行うものとする。

湖沼については、全4地点（水質測定計画に定められたNo.401～404）、海域については全13地点（水質測定計画に定められたNo.601～614）で測定を行うものとする。

(イ) ダイオキシン類測定

環境基準点等12地点（河川7地点、湖沼2地点、海域3地点）で各地点年1回、水質及び底質について、それぞれ測定を行うものとする。測定日については、農薬や野焼きなどの影響が小さいとされている4～5月、11月～12月とするが、詳細な日時は監督員と事前に協議し決定するものとする。なお、原則として（ア）通常測定との同時測定とする。

イ 地下水

試料採取については、委託者立会いのもと、受託者が行うものとするが、地下水提供者への日程調整を含む連絡は委託者が行うものとする。

(ア) 通常測定（ダイオキシン類を除く）

概況調査として6地点（水質測定計画に定められた地01～地06）及び継続監視調査地点として1地点（水質測定計画に定められた地07）について、委託者立会いのもと、試料採取を実施すること。

(イ) ダイオキシン類測定

（ア）通常測定における概況調査6地点（水質測定計画に定められた地01～地06）での試料採取の際、同時に実施すること。

(2) 測定項目及び検体数

別表2のとおりとする。

(3) 通常測定（ダイオキシン類を除く）に係る測定方法及び報告下限値

水質測定計画に定められた「測定方法及び報告下限値」のとおりとする。なお、水質測定計画に定めのない補完地点についても同様とする。

(4) ダイオキシン類測定に係る測定方法

本委託業務履行に当たっては、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則（平成11年法律第105号）に準拠するものとし、詳細な方法については、次のマニュアル等を参考にすること。

ア 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（日本産業規格 JIS K0312）

イ ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル
(令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課)

(5) ダイオキシン類に係る品質管理調査（二重測定）

次の地点での試料について二重測定を行うこと。

ア 水質：河川のうち任意の1地点

イ 底質：河川のうち任意の1地点

(6) 分析結果の報告等

ア 分析の結果、異常値等が検出された場合は直ちに監督員に連絡すること。

イ ダイオキシン類濃度については、分析結果が出次第、速報値として報告すること。

ウ 分析終了後も15日間は検体を保持しておくものとし、分析値の確認のための再分析もしくは検体の提出等を求められた場合は応じること。

(7) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

また、岡山県環境文化部環境管理課が実施する「令和8年度水質測定精度管理調査」に参加すること。

(8) 環境省からの協力依頼による試料採取

環境省から「水環境中の要調査項目存在状況調査」に関する採水等について協力依頼があった場合は、本委託業務の試料採取に併せて実施すること。

2. 1. 4 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、委託者が不適当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 環境計量士（濃度関係）登録証写し

(2) 委託期間中に提出する書類

分析結果は、各月の最終の試料採取日の3週間以内（ダイオキシン類については45日以内）に提出するものとする。ただし、3月分については委託期間終了までに提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況について、委託用塗板等にて表示し撮影したものを電子ファイルで提出すること。なお、委託期間中に1回、委託者が指定した代表的な月のみ紙媒体でも提出すること。

イ 委託報告書

(ア) 濃度計量証明書

分析結果以外に採水日時、天候、気温、水温、色相、臭氣及び分析方法を記入すること。

(イ) 水質分析結果一覧表

別紙1～6の様式で作成し、委託者の指定したメールアドレス宛に電子ファイルで提出すること。併せて、**別紙2～6**については、濃度計量証明書とともに別紙として書面でも報告すること。なお、電子データ（様式）は委託者から受託者に提供する。**別紙2～4**については基準超過時に強調フォントで表示すること。計量証明書から別紙への転記ミス等、測定結果の誤りが絶対に発生しない体制で実施すること。

ウ 下請負承認願

ダイオキシン類の分析について下請負する場合、書面により委託者の承認を得ること。また、下請負業者に関する次の登録証の写しを提出すること。

(ア) 計量証明事業登録証及び特定計量証明事業認定証

(イ) 環境計量士登録証

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 5 (成果品の契約不適合責任)

- (1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。
- (2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 6 (注意事項)

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

- (3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。
- (4) 本委託業務は、ダイオキシン類の分析を除き全て受託者が実施すること。

別表1 測定地点及び測定回数

測定地点		緯度・経度又は所在地	環境基準点	測定(試料採取)回数(回/月)												注意事項	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
河川	104	八幡橋	N 34°52' 02" E 133°54' 06"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	117	鹿瀬橋	N 34°50' 22" E 133°55' 24"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	105	大曾根堰	N 34°47' 22" E 133°56' 07"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	113	高浜橋	N 34°53' 16" E 133°54' 38"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	110	箕地橋	N 34°48' 36" E 133°54' 37"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	118	常盤橋	N 34°49' 48" E 133°50' 10"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	304	瀬戸橋	N 34°44' 08" E 134°02' 02"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	303	新橋	N 34°39' 25" E 134°01' 22"	◎	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
	423	比丘尼橋	N 34°39' 49" E 133°52' 37"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	424	笛ヶ瀬橋	N 34°37' 10" E 133°54' 24"	◎	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
水質測定計画に定められた地点	421	高塚橋	N 34°41' 24" E 133°48' 28"	◎	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
	422	入江橋	N 34°38' 10" E 133°51' 14"	◎	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
	451	白鷺橋	N 34°36' 27" E 133°55' 04"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	444	新稔橋	N 34°33' 17" E 133°50' 04"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	445	倉敷川橋	N 34°33' 35" E 133°52' 57"	◎	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
	431	妹尾川国道3号線下	N 34°35' 13" E 133°53' 16"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	401	笛ヶ瀬川河口部	N 34°35' 14" E 133°55' 31"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	402	倉敷川河口部	N 34°34' 43" E 133°55' 37"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	403	湖心	N 34°34' 46" E 133°56' 21"	◎□	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
	404	樋門	N 34°35' 06" E 133°57' 16"	◎□	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	18	6月と11月は通日測定
海域	605	海岸通沖	N 34°35' 41" E 133°57' 50"	◎	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	601	旭川河口部	N 34°36' 00" E 133°58' 23"	◎	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	602	吉井川河口部	N 34°36' 29" E 134°02' 24"	◎	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	603	横樋沖	N 34°36' 39" E 134°00' 13"	◎	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	604	九幡沖	N 34°36' 26" E 134°01' 07"	◎□	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	606	宮浦沖	N 34°35' 54" E 134°00' 13"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	607	阿津沖	N 34°36' 03" E 134°01' 16"	◎	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	608	ティカ沖	N 34°35' 53" E 134°03' 01"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	609	向小串沖	N 34°35' 22" E 134°02' 45"	◎□	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	610	別荘沖	N 34°34' 51" E 134°03' 21"	◎	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
地下水	611	児島湾口沖	N 34°34' 01" E 134°03' 32"	◎□	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	14	4月と11月は通日測定
	613	犬島南沖	N 34°32' 37" E 134°05' 00"		1						1				4	4,7,11,1月のみ測定	
	614	犬島北沖	N 34°34' 25" E 134°05' 45"		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	地01														1		
	地02														1		
	地03														1		
	地04	所在地は、契約後に受託者に指定する。													1	各地点各1回	
水質測定計画に定めのない補完地点	地05														1		
	地06														1		
	地07														1		
	補01	笛ヶ瀬川上流	N 34°45'11.52" E 133°52'16.90"			1		1		1				1		4	
	補02	香橋	N 34°43'08.72" E 133°54'23.11"			1		1		1				1		4	
	補03	県道西側用水合流前	N 34°41'52.15" E 133°53'44.52"			1		1		1				1		4	
	補04	県道西側用水	N 34°41'21.23" E 133°53'59.78"			1		1		1				1		4	
	補05	中川上流	N 34°42'41.04" E 133°52'26.36"			1		1		1				1		4	
	補06	中川下流	N 34°40'43.21" E 133°52'13.69"			1		1		1				1		4	
	補07	砂川上流	N 34°43'47.10" E 133°50'14.35"			1		1		1				1		4	
	補08	砂川下流	N 34°40'14.99" E 133°52'20.32"			1		1		1				1		4	
	補09	高松一宮西川	N 34°40'14.48" E 133°52'19.52"			1		1		1				1		4	
	補11	錦古川	N 34°36'37.15" E 133°54'08.28"			1		1		1				1		4	
	補15	足守川上流	N 34°47'06.00" E 133°47'43.44"			1		1		1				1		4	
	補16	大溪川合流前	N 34°45'16.09" E 133°47'57.12"			1		1		1				1		4	
	補17	中村橋	N 34°42'54.86" E 133°47'59.10"			1		1		1				1		4	
	補18	高塚橋(砂川)	N 34°41'15.36" E 133°48'14.36"			1		1		1				1		4	
	補19	福富橋	N 34°38'58.09" E 133°50'16.98"			1		1		1				1		4	
	補20	引舟橋	N 34°37'58.37" E 133°52'12.32"			1		1		1				1		4	
	補21	妹尾川上流	N 34°37'57.90" E 133°51'16.99"			1		1		1				1		4	
	補22	妹尾下水路合流後	N 34°35'55.18" E 133°52'02.06"			1		1		1				1		4	
	補23	丙川(市境界)	N 34°34'53.72" E 133°50'35.16"			1		1		1				1		4	
	補24	藤戸橋	N 34°33'10.48" E 133°49'46.16"			1		1		1				1		4	
	補25	宮川橋	N 34°33'26.03" E 133°52'55.49"			1		1		1				1		4	
	補26	互譲橋	N 34°32'39.84" E 133°55'06.96"			1		1		1				1		4	
	補28	新庄川末端	N 34°47'52.30" E 133°56'27.13"			1		1		1				1		4	
	補29	宇甘川末端	N 34°47'49.60" E 133°55'59.99"			1		1		1				1		4	
	補30	三谷川末端	N 34°46'44.72" E 133°55'29.86"			1		1		1				1		4	
	補31	野々口川末端	N 34°46'07.93" E 133°56'13.60"			1		1		1				1		4	
	補34	四番樋門	N 34°36'32.98" E 133°59'09.06"			1		1		1				1		4	
	補35	庄内川	N 34°40'08.18" E 133°59'51.50"			1		1		1				1		4	
	補36	大明神川	N 34°43'54.34" E 134°02'03.26"			1		1		1				1		4	
	補37	秋芳川	N 34°43'20.06" E 134°03'08.14"			1		1		1				1		4	
	補38	百間川樋門(桑野)	N 34°36'42.55" E 133°59'23.82"			1		1		1				1		4	
	補39	瓜生川	N 34°45'01.62" E 134°04'55.99"			1		1		1				1		4	
	補42	乙子橋	N 34°37'43.72" E 134°02'27.35"			1		1		1				1		4	
	補43	水門	N 34°36'37.84" E 134°03'25.20"			1		1		1				1		4	
	補44	射越橋	N 34°65'69.22" E 134°05'49.39"			1		1		1				1		4	
	補45	永江川樋門	N 34°63'06.99" E 134°03'80.26"			1		1		1				1		4	
	補46	排水樋門(旭川合流前)	N 34°64'18.34" E 133°93'61.88"			1		1		1				1		4	
	補47	陽光橋(百間川合流前)	N 34°66'59.99" E 133°98'93.02"			1		1		1				1		4	
	補48	山裏水門(砂川合流前)	N 34°66'90.26" E 134°03'45.41"			1		1</td									

別表2 測定項目及び検体数

【備考】環境基準点の表記 ◎:COD又はBOD □:全窒素又は全リン

2 洋上EPN以外の取扱店舗 27店舗：カネヘルシルバーストア、シロエキスパート、1.2.3クリエイション、1.2.3クリエイション、クロプロパン、p+クロヘンゼンゼン、イキサチオナリ、イギニア、ソニーフェリオチオナリ、ロチオナリ、イキサンゼン、クロタロウル、アロビア、マジック、クロボス、スフェア、カカル、アブロヘン、スカブル、ニクトロフェン、トルエン、レシラン、アラクル、ヒドリ、アラルム、アーディト、14.14、オクチルフェノールアラニン、2.4-ジクロロフェノールアルキルアルムアルデヒド、17.17、オクチルフェノールアラニン、2.4-ジクロロフェノールアルキルアルムアルデヒド、17.17、オクチルフェノールアラニン、2.4-ジクロロフェノールアルキルアルムアルデヒド、17.17

3 PFOS及びPFOAはそれぞれで測定するが、合算値も報告すること。

4 海域におけるSSはダイオキシン類調査時に実施すること。

5 地点444における「DXN類ほか」の試料採取は穏橋で実施すること。

【別紙1-①】環境省報告様式（公共用水域水質）※ダイオキシン類を除く

PFOS及びPFOAについて
毎月の報告は「ng/L」で提出すること。
年度末の報告は「mg/L」で提出すること。

【別紙1-②】環境省報告様式（地下水水質）※ダイオキシン類を除く

項目コード	項目名	精査情報		測定データ		測定データ		測定データ		測定データ	
		検出下限	定量下限	分析方法	備考	コメント	測定値	コメント	測定値	コメント	測定値
	年度										
	都道府県コード										
	市町村コード										
	地番番号										
	井戸番号										
	調査実施主体コード										
	地下水取扱コード										
	採取箇所コード										
	採取日付										
	採取部位										
	指標コード										
1301	カーミクム										
1302	エチアン										
1304	鉛										
1305	アルミニウム										
1306	鉄										
1307	鉛水銀										
1308	アルキル水銀										
1309	PCB										
1310	ジクロロタン										
1311	四塩化炭素										
1312	塩化ビニルモノマー										
1313	1,2,3,4,5- pentachlorobiphenyl										
1314	1,2,3,4-tetrachlorobiphenyl										
1315	1,2,3,4-tetrachlorobiphenyl										
1316	1,1,1-trichloroethane										
1317	1,1,2-trichloroethane										
1318	テトラクロロエチレン										
1319	1,1,1,2-tetrachloroethane										
1320	トリクロロエチレン										
1321	シアン										
1322	チオペンカルブ										
1323	ペゼン										
1324	セレン										
1513	胡麻酸窒素										
1512	胡麻酸窒素及び非胡麻酸性葉酸										
1921	植物性葉酸										
1401	カーミクム										
1226	カーミクム										
1324	1,4-ジオキサン										
1801	クロロホルム										
1803	1,2-ジクロロブバン										
1804	エタノラクチエン										
1805	イキサオノン										
1806	ダニアシソ										
1807	ジクロロオクタン										
1808	1,1,1,2-tetrachloroethane										
1809	トリクロロエチレン										
1810	クロロカーネル										
1811	フルビゾド										
1501	EPN										
1812	ジクロルボス										
1813	フタルカルブ										
1814	イソブロベノス										
1815	グリニードブン										
1816	グリニードブン										
1817	フルビゾド										
1818	フルル酸ジエチルヘキシル										
1825	ニケル										
1820	ミリブテン										
1824	アーチモニ										
1823	エタクロロヒドリン										
1825	全マグン										
1826	フルブ										
1001	その他項目1										
1002	その他項目2										
1003	その他項目3										
1004	その他項目4										
1005	その他項目5										
1006	その他項目6										
1007	その他項目7										
1008	その他項目8										
1009	その他項目9										
1010	その他項目10										
1011	その他項目11										
1012	その他項目12										
1013	その他項目13										
1014	その他項目14										
1015	その他項目15										
1016	その他項目16										
1017	その他項目17										
1018	その他項目18										
1020	その他項目20										
1021	その他項目21										
1022	その他項目22										
1023	その他項目23										
1024	その他項目24										
1025	その他項目25										
1026	その他項目26										
1027	その他項目27										
1028	その他項目28										
1029	その他項目29										
1030	その他項目30										
1031	その他項目31										
1032	その他項目32										
1033	その他項目33										
1034	その他項目34										
1035	その他項目35										
1036	その他項目36										
1037	その他項目37										
1038	その他項目38										
1039	その他項目39										
1040	その他項目40										
1827	ヘキサフルオロクランスルホン酸(PFOS)										
1828	ヘキサフルオロクランスルホン酸(PFOSX)直鎖体										
1829	ヘキサフルオロクランスルホン酸(PEFOA)										
1830	ヘキサフルオロクランスルホン酸(PEFOA)直鎖体										
1831	PFOS及びPFOSX合算値										

PFOS及びPFOSXについて
毎月の報告は「ng/L」で提出すること。
年度末の報告は「mg/L」で提出すること。

【別紙1-③】環境省報告様式（公共用水域水質中のダイオキシン類）

【別紙1-④】環境省報告様式（公共用水域底質中のダイオキシン類）

【別紙1-⑤】環境省報告様式（地下水中のダイオキシン類）

【別紙2-①】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（河川 ①）

水素イオン濃度(pH)

水 域 名	類型及び 達成期間	地点 番号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
旭川水域	旭川中流	Aイ	104 八幡橋																							6.5～8.5
			117 鹿瀬橋																							
			105 大曾根堰																							
	誕生寺川	未	113 高浜橋																							—
	宇甘川	未	110 箕地橋																							—
			118 常盤橋																							
	砂川	Bロ	304 潟戸橋																							6.5～8.5
			303 新橋																							
笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川	Bハ	423 比丘尼橋																							6.5～8.5
			424 笛ヶ瀬橋																							
	足守川上流	Aハ	421 高塚橋																							6.5～8.5
	足守川下流	Bイ	422 入江橋																							6.5～8.5
	相生川	未	451 白鷺橋																							—
	倉敷川	Cハ	444 新穏橋																							6.5～8.5
			445 倉敷川橋																							
			431 妹尾川国道30号線下																							

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

溶存酸素量(DO)

水 域 名	類型及び 達成期間	地点 番号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
旭川水域	旭川中流	Aイ	104 八幡橋																							7.5以上
			117 鹿瀬橋																							
			105 大曾根堰																							
	誕生寺川	未	113 高浜橋																							—
	宇甘川	未	110 箕地橋																							—
			118 常盤橋																							
	砂川	Bロ	304 潟戸橋																							5以上
			303 新橋																							
笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川	Bハ	423 比丘尼橋																							5以上
			424 笛ヶ瀬橋																							
	足守川上流	Aハ	421 高塚橋																							7.5以上
	足守川下流	Bイ	422 入江橋																							5以上
	相生川	未	451 白鷺橋																							—
	倉敷川	Cハ	444 新穏橋																							5以上
			445 倉敷川橋																							
			431 妹尾川国道30号線下																							

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

【別紙2-②】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（河川 ②）

生物化学的酸素要求量(BOD)

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	75%値	環境基準		
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目											
旭川水域	旭川中流	Aイ	104 八幡橋																									2以下
			117 鹿瀬橋																									
			105 大曾根堰																									
	誕生寺川	未	113 高浜橋																									—
	宇甘川	未	110 箕地橋																									—
			118 常盤橋																									
	砂川	Bロ	304 潬戸橋																									3以下
			303 新橋																									
笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川	Bハ	423 比丘尼橋																									3以下
			424 笛ヶ瀬橋																									
	足守川上流	Aハ	421 高塚橋																									2以下
	足守川下流	Bイ	422 入江橋																									3以下
	相生川	未	451 白鷺橋																									—
	倉敷川	Cハ	444 新穂橋																									5以下
			445 倉敷川橋																									
			431 妹尾川国道30号線下																									

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

化学的酸素要求量(COD)

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	75%値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目										
旭川水域	旭川中流	Aイ	104 八幡橋																								—
			117 鹿瀬橋																								
			105 大曾根堰																								
	誕生寺川	未	113 高浜橋																								—
	宇甘川	未	110 箕地橋																								—
			118 常盤橋																								
	砂川	Bロ	304 潤戸橋																								—
			303 新橋																								
笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川	Bハ	423 比丘尼橋																								—
			424 笛ヶ瀬橋																								
	足守川上流	Aハ	421 高塚橋																								—
	足守川下流	Bイ	422 入江橋																								—
	相生川	未	451 白鷺橋																								—
	倉敷川	Cハ	444 新穂橋																								—
			445 倉敷川橋																								
			431 妹尾川国道30号線下																								

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

【別紙2-③】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（河川 ③）

浮遊物質量(SS)

水 域 名	類型及び 達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
旭川水域	旭川中流	A イ	104 八幡橋																							25以下
			117 鹿瀬橋																							
			105 大曾根堰																							
	誕生寺川	未	113 高浜橋																							—
	宇甘川	未	110 箕地橋																							—
			118 常盤橋																							
	砂川	B ロ	304 瀬戸橋																							25以下
			303 新橋																							
笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川	B ハ	423 比丘尼橋																							25以下
			424 笛ヶ瀬橋																							
	足守川上流	A ハ	421 高塚橋																							25以下
	足守川下流	B イ	422 入江橋																							25以下
	相生川	未	451 白鷺橋																							—
	倉敷川	C ハ	444 新穏橋																							50以下
			445 倉敷川橋																							
			431 妹尾川国道30号線下																							

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

全窒素

水 域 名	類型及び 達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
旭川水域	旭川中流	—	104 八幡橋																							—
			117 鹿瀬橋																							
			105 大曾根堰																							
	誕生寺川	—	113 高浜橋																							—
	宇甘川	—	110 箕地橋																							—
			118 常盤橋																							
	砂川	—	304 瀬戸橋																							—
			303 新橋																							
笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川	—	423 比丘尼橋																							—
			424 笛ヶ瀬橋																							
	足守川上流	—	421 高塚橋																							—
	足守川下流	—	422 入江橋																							—
	相生川	—	451 白鷺橋																							—
	倉敷川	—	444 新穏橋																							—
			445 倉敷川橋																							
			431 妹尾川国道30号線下																							

【別紙2-④】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（河川 ④）

全りん

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準		
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目										
旭川水域	旭川中流	-	104 八幡橋																							-	
			117 鹿瀬橋																								
			105 大曾根堰																								
	誕生寺川	-	113 高浜橋																								-
	宇甘川	-	110 箕地橋																								-
			118 常盤橋																								
	砂川	-	304 瀬戸橋																								-
			303 新橋																								
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	-	423 比丘尼橋																								-
			424 笹ヶ瀬橋																								
	足守川上流	-	421 高塚橋																								-
	足守川下流	-	422 入江橋																								-
	相生川	-	451 白鷺橋																								-
倉敷川水域	倉敷川	-	444 新稔橋																								-
			445 倉敷川橋																								
			431 妹尾川国道30号線下																								

【別紙3-①】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（湖沼 ①）

水素イオン濃度(pH)

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準		
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目										
児島湖 水域	Bハ	401	笹ヶ瀬川河口部																								6.5～8.5
		402	倉敷川河口部																								
		403	湖心																								
		404	樋門																								

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

溶存酸素量(DO)

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
児島湖 水域	Bハ	401	笹ヶ瀬川河口部																							5以上
		402	倉敷川河口部																							
		403	湖心																							
		404	樋門																							

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

化学的酸素要求量(COD)

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	75%値	環境基準
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
児島湖 水域	Bハ	401	笹ヶ瀬川河口部																							5以下
		402	倉敷川河口部																							
		403	湖心																							
		404	樋門																							

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

浮遊物質量(SS)

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
児島湖 水域	Bハ	401	笹ヶ瀬川河口部																							15以下
		402	倉敷川河口部																							
		403	湖心																							
		404	樋門																							

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

※ 通日平均：6時間ごとに1日4回測定した結果の平均値

【別紙3-②】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（湖沼 ②）

全窒素

[単位: mg/L]

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準		
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目										
児島湖 水域	児島湖 Vニ	401	笠ヶ瀬川河口部																								1以下
		402	倉敷川河口部																								
		403	湖心																								
		404	樋門																								

全りん

[単位: mg/L]

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準	
						1回目	2回目	3回目	4回目					1回目	2回目	3回目	4回目									
児島湖 水域	児島湖 Vニ	401	笠ヶ瀬川河口部																							0.1以下
		402	倉敷川河口部																							
		403	湖心																							
		404	樋門																							

【別紙4-①】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（海域 ①）

水素イオン濃度(pH)

水 域 名	類型及び 達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準														
				干潮		満潮								表層		中層																							
				表層	中層	表層	中層							表層	中層	表層	中層																						
児島湾水域	児島湾(甲)	C 口	605	海岸通沖																						7.0~8.3													
			601	旭川河口部																						7.8~8.3													
			602	吉井川河口部																																			
			603	横樋沖																																			
			604	九蟠沖																																			
	児島湾(乙)	B 口	606	宮浦沖																							7.8~8.3												
			607	阿津沖																																			
			608	ティカ沖																																			
			609	向小串沖																																			
			610	別荘沖																																			
児島湾水域	児島湾(丙)	A イ	611	児島湾口沖																							7.8~8.3												
			613	犬島南沖																																			
			614	犬島北沖																																			

※ 干満平均：干潮時における表層・中層の測定結果の平均値と満潮時における表層・中層の測定結果の平均値をさらに平均した値

溶存酸素量(DO)

[単位 : mg/L]

水 域 名	類型及び 達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準														
				干潮		満潮								表層		中層																							
				表層	中層	表層	中層							表層	中層	表層	中層																						
児島湾水域	児島湾(甲)	C 口	605	海岸通沖																						2以上													
			601	旭川河口部																						5以上													
			602	吉井川河口部																																			
			603	横樋沖																																			
			604	九蟠沖																																			
			606	宮浦沖																																			
			607	阿津沖																																			
			608	ティカ沖																																			
	児島湾(乙)	B 口	609	向小串沖																						7.5以上													
			610	別荘沖																						7.5以上													
			611	児島湾口沖																																			
			613	犬島南沖																																			
			614	犬島北沖																																			

※ 干満平均：干潮時における表層・中層の測定結果の平均値と満潮時における表層・中層の測定結果の平均値をさらに平均した値

【別紙4-②】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（海域 ②）

化学的酸素要求量(COD)

〔単位：mg/L〕

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	75%値	環境基準															
				干潮		満潮								干潮		満潮																									
				表層	中層	表層	中層							表層	中層	表層	中層																								
児島湾水域	児島湾(甲)	C 口	605	海岸通沖																							8以下														
			601	旭川河口部																							3以下														
			602	吉井川河口部																																					
			603	横樋沖																																					
	児島湾(乙)	B 口	604	九蟠沖																							2以下														
			606	宮浦沖																																					
			607	阿津沖																																					
			608	ティカ沖																																					
	児島湾(丙)	A イ	609	向小串沖																							2以下														
			610	別荘沖																																					
			611	児島湾口沖																																					
			613	犬島南沖																																					
			614	犬島北沖																																					

※ 干満平均：干潮時における表層・中層の測定結果の平均値と満潮時における表層・中層の測定結果の平均値をさらに平均した値

ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)

〔単位：mg/L〕

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準														
				干潮		満潮								干潮		満潮																							
				表層	中層	表層	中層							表層	中層	表層	中層																						
児島湾水域	児島湾(甲)	C 口	605	海岸通沖																						—	検出されないこと												
			601	旭川河口部																																			
			602	吉井川河口部																																			
			603	横樋沖																																			
	児島湾(乙)	B 口	604	九蟠沖																						検出されないこと													
			606	宮浦沖																																			
			607	阿津沖																																			
			608	ティカ沖																																			
	児島湾(丙)	A イ	609	向小串沖																						検出されないこと													
			610	別荘沖																																			
			611	児島湾口沖																																			
			613	犬島南沖																																			
			614	犬島北沖																																			

※ 干満平均：干潮時における表層の測定結果と満潮時における表層の測定結果の平均値

【別紙4-③】令和8年度 水質測定計画に定められた地点の水質分析結果一覧表（海域③）

全窒素

[単位: mg/L]

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準														
				干潮		満潮								干潮		満潮																							
				表層	中層	表層	中層							表層	中層	表層	中層																						
児島湾水域	IVイ	605	海岸通沖																							1以下													
		601	旭川河口部																																				
		602	吉井川河口部																																				
		603	横樋沖																																				
		604	九蟠沖																																				
		606	宮浦沖																																				
		607	阿津沖																																				
		608	テイカ沖																																				
		609	向小串沖																																				
児島湾沖	IIイ	610	別荘沖																							0.3以下													
		611	児島湾口沖																																				
		613	犬島南沖																																				
		614	犬島北沖																																				

全りん

[単位: mg/L]

水 域 名	類型及び達成期間	地 点 番 号	地 点 名	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	環境基準												
				干潮		満潮								干潮		満潮																					
				表層	中層	表層	中層							表層	中層	表層	中層																				
児島湾水域	IVイ	605	海岸通沖																							0.09以下											
		601	旭川河口部																																		
		602	吉井川河口部																																		
		603	横樋沖																																		
		604	九蟠沖																																		
		606	宮浦沖																																		
		607	阿津沖																																		
		608	テイカ沖																																		
		609	向小串沖																																		
児島湾沖	IIイ	610	別荘沖																							0.03以下											
		611	児島湾口沖																																		
		613	犬島南沖																																		
		614	犬島北沖																																		

【別紙5-①】令和8年度 水質測定計画に定めのない補完地点の水質分析結果一覧表（児島湖流域内 河川）

【別紙 5-②】令和 8 年度 水質測定計画に定めのない補完地点の水質分析結果一覧表（児島湖流域外 河川）

【別紙6】令和8年度 ダイオキシン類分析結果一覧表

公共用水域水質

分類	水 域 名	河川・海域名	測 定 地 点	地点番号	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)		その他項目				
					調査結果	環境基準	水温	pH	SS	電気伝導度	採水日
河川	笥ヶ瀬川水域	足守川上流	高塚橋	3302301		1	℃	-	mg/L	mS/m	年月日
		足守川下流	入江橋	3302401							
		笥ヶ瀬川	笥ヶ瀬橋	3302201							
	倉敷川水域	倉敷川	稔橋	3302153							
		倉敷川	倉敷川橋	3302101							
		妹尾川	妹尾川国道30号線下	3302154							
	旭川水域	砂川	新橋	3302901							
	湖沼	児島湖水域	児島湖	湖心	3350101						
			橋門	3350102							
海域	児島湾水域	児島湾(甲)	海岸通沖	3360501		150					
			旭川河口部	3360601							
		児島湾(乙)	吉井川河口部	3360602							
			横樋沖	3360603							
		児島湾(丙)	九蟠沖	3360604							
			阿津沖	3360605							
			向小串沖	3360606							
			別荘沖	3360701							
			児島湾口沖	3360702							

公共用水域底質

分類	水 域 名	河川・海域名	測 定 地 点	地点番号	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)		その他項目				
					調査結果	環境基準	水温	臭気	色相	強熱減量	採水日
河川	笥ヶ瀬川水域	足守川上流	高塚橋	3302301		150					
		足守川下流	入江橋	3302401							
		笥ヶ瀬川	笥ヶ瀬橋	3302201							
	倉敷川水域	倉敷川	稔橋	3302153							
		倉敷川	倉敷川橋	3302101							
		妹尾川	妹尾川国道30号線下	3302154							
	旭川水域	砂川	新橋	3302901							
	湖沼	児島湖水域	児島湖	湖心	3350101						
			橋門	3350102							
海域	児島湾水域	児島湾(甲)	海岸通沖	3360501							
			旭川河口部	3360601							
		児島湾(乙)	吉井川河口部	3360602							
			横樋沖	3360603							
		児島湾(丙)	九蟠沖	3360604							
			阿津沖	3360605							
			向小串沖	3360606							
			別荘沖	3360701							
			児島湾口沖	3360702							

地下水

分類	井 戸 種 類	住 所	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	その他項目					1
				調査結果	環境基準	水温	pH	SS	
地下水	民家井戸								1
	民家井戸								
	民家井戸								
	民家井戸								
	民家井戸								
	民家井戸								